

「坂井市地域防災計画」改訂(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1 募集案件

坂井市地域防災計画（案）

2 募集期間

令和8年1月21日（水）から令和8年2月4日（水）まで

3 実施結果

(1) 意見の提出者数

6人

(2) 意見の提出件数

7件

4 提出された意見とそれに対する市の考え方

	意見の内容	市の考え方
1	被災後の生活を見据え、在宅避難という選択肢と、そのための最低限の備えや災害関連死のリスクについて、市民に分かりやすく周知してほしい。	在宅避難は重要な選択肢の一つであると認識しています。今後も本市で実施しております防災講座や啓発を通じて、在宅避難の重要性や最低限の備え、災害関連死の防止について、市民に分かりやすく周知していきます。
2	登下校中など、児童が一人の時でも大地震から身を守るよう、実践的な訓練や研修を充実させてほしい（中学生も含む）。	児童・生徒が状況に応じて自ら判断し行動できる防災教育は重要です。児童・生徒が一人の時でも適切に行動できる力を身につけるため、学校において実践的な防災教育・訓練の充実を図ることが重要と考えています。
3	大地震時には保護者の迎えが困難となるため、幼保園で少なくとも1泊預かれる備えと、保護者と連携した防災研修を進めてほしい。	乳幼児の安全確保は重要な課題です。各施設や保護者に防災意識を持っていただくことが重要であり、そのための支援や啓発を進めていきます。
4	地域住民が最初に避難することが想定される公民館の耐震補強について、補助制度の拡充や新たな制度創設を検討してほしい。	本市の避難の基本的な考え方は、災害発生後、まず一時避難場所へ避難し、安全確認後に帰宅したうえで在宅避難を行い、在宅避難が困難な場合に指定避難所へ入所するという段階的な避難行動です。 このため、公民館（区集会施設）への避難を前提としたものではなく、引き続き基本的な避難行動の周知と理解促進に努めます。

	意見の内容	市の考え方
5	避難道路（市道）沿いの倒木対策が不十分であり、災害時に車両避難が困難となるおそれがあることから、自治体判断で伐採できる制度や、倒木対策に係る補助金制度の創設を検討してほしい。	倒木対策の必要性は認識しているものの、私有財産との関係や財源確保などの課題があります。 災害時の避難については、原則として徒歩による避難を基本としており、車両による避難は例外的な場合に限られるものと認識しています。 一方で、救助活動や緊急物資輸送等に支障が生じないように、倒木等により道路がふさがれた場合には、重要度に応じた優先順位をつけて道路啓開を行うことが重要であると考えています。
6	大規模災害時には、コミュニティセンターを避難所または自主避難所として開設する必要があることから、避難所の立ち上げや運営について、より具体的に分かりやすい計画を示してほしい。	災害の種類により、開設する避難所の種類や場所は異なります。 市では、風水害時に自主避難所としての開設が想定されるコミュニティセンターや、地震災害時に指定避難所としての開設が想定される小中学校等について、既に自主避難所及び指定避難所開設マニュアルを整備し、地域（全コミュニティセンター）と共有しています。 これらのマニュアルを訓練等にご活用していただくことで、実際の開設・運営を具体的に想定した取組につなげていただくことが重要であると考えています。
7	避難所への防災井戸設置に加え、住民が保有する井戸を災害時に活用できるよう、事前に協定を結んでおくべきである。	大規模災害時にはライフラインが止まり、水の確保が長時間困難になることを想定すると、防災井戸はその特性を活かして役立つものと考えられることから、防災井戸については有効性があると見込んでいます。 ただし井戸は自然水位の影響を受け、水位が下がって井戸が使えなくなる「井戸枯れ」という現象が起こるおそれがあります。 市としては、有事に断水が発生した場合には緊急用の給水タンクを設置し、必要に応じて他自治体などへ応援を要請しながら、飲料水や生活水の確保に努めます。 一方、個人所有の井戸を協定の対象として利活用することについては、一般家庭の井戸は届出が不要な場合が多く、実態の把握が難しい点に加え、水量や利用範囲にも制限があることから、災害時にトラブルが生じるおそれがあると認識しています。 このため、井戸の協定を進める際には、こうした課題を十分に考慮し、慎重に対応していく必要があると考えています。